

## 麻薬小売業者免許申請（継続申請）の提出部数及び記載上の注意

※提出する書類は次の表に記載されているとおりです。

書類		提出部数	記載上の注意
麻薬小売業者免許申請書 (手数料 4,600 円)		1	1 許可又は免許の番号、許可又は免許年月日は、薬局の許可番号と許可開始年月日 2 申請者の欠格条項に当該事実がないときは「なし」(法人の場合は「全員なし」)と記載します
添付書類	1 店舗の平面図	1	継続申請で、前回と変更がなければ省略できます
	2 麻薬保管庫の立体図	1	継続申請で、前回と変更がなければ省略できます
	3 麻薬関係業務を行う役員の組織規定(図)又は業務分掌表等当該法人における「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類	1	麻薬関係業務を行う役員とは、以下のとおりです。 ア 合名会社:定款に別段の定めのないときは社員全員 イ 合資会社:定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員 ウ 合同会社:定款に別段の定めのないときは社員全員。ただし、社員が「業務執行社員」として登記された場合には、そのうち、「代表社員」とされた者及び当該許可申請に係る業務を担当する者。なお、「業務執行社員」として法人が登記された場合には、「代表社員」とされた法人の「職務執行者」及び当該許可申請に係る業務を担当する者 エ 株式会社(特例有限会社を含む。):取締役全員、ただし業務を行う役員を画定した場合には、会社を代表すべき取締役及び当該許可申請に係る業務を担当する執行役員 オ 外国会社:会社法817条にいう代表者(日本における代表者) カ 民法法人、協同組合等:理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く
	4 診断書 (申請者が法人の場合、監査役・監事を除く法人の麻薬関係業務を行う全役員)	1	診断書は、医師が「精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではない(精神の機能の障害により欠格事由に該当する者でない)」「麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者でない」ことを証するもの(様式例参照)です。診断書の有効期間は、診断後1か月以内とします